

## 服装規定

1. 本校生徒の服装は本規定及び細則に従って、清潔端正であるように心がけ、常に清潔に手入れして着用する。
2. 華美贅沢なものは絶対に用いない。化粧・装飾品（ピアス・ネックレス・指輪等）の着用は、認めていない。
3. 頭髮については、パーマメント、染色、脱色、エクステンション（付け毛）、極端な刈りこみなどによる奇抜な頭髮等は、認めていない。また定期的に散髪を行うなど清潔感を保つよう心がける。
4. 制服（本校所定の服装）を必ず着用する。校外学習の時（制服着用の時）もこれに準ずる。
5. 制服の改造は認めない。但し、成長期にあるので、丈幅を改めるときは本規定、細則に従う。

## 服装規定細則

### I 正装（①公式行事・面接等の進路活動）

※公式行事…式典（入学式・卒業式・周年行事）・制服着用での校外学習等（合唱大会の舞台発表時は公式行事とみなす）

下記の通り、本校指定の制服を着用する。

	冬期	夏期
<b>Aタイプ</b> スラックス ネクタイ	ブレザー、冬スラックス 白のワイシャツ、ネクタイ 靴下は紺・黒とし、足首より上の長さのものとする。	夏スラックス、白のワイシャツ（半袖も含む）、ネクタイ 靴下は紺・黒とし、足首より上の長さのものとする。
<b>B1タイプ</b> スカート リボン	ブレザー、冬スカート 白のワイシャツ、リボン 紺の無地ハイソックス（ワンポイント可）	夏スカート、白のワイシャツ（半袖も含む）、リボン 紺の無地ハイソックス（ワンポイント可）
<b>B2タイプ</b> スラックス ネクタイ	ブレザー、冬スラックス 白のワイシャツ、ネクタイ 靴下は紺・黒とし、足首より上の長さのものとする。	夏スラックス、白のワイシャツ（半袖も含む）、ネクタイ 靴下は紺・黒とし、足首より上の長さのものとする。

※白のワイシャツ（無地）は市販品でよい。（ボタンダウン・ワンポイント可）

※紺の無地ハイソックス（ワンポイント可）は、市販品でよい。

※生活部・学年の判断で、本校指定のカーディガン・ベストの着用を認める場合がある。

## II ②校内行事・登下校時

※校内行事…始業式・終業式・全校集会・学年集会等

上記「正装」に準じるが、以下の表の通り本校指定の制服を着用することができる。

**冬期**・ブレザー着用時はネクタイ、リボンを着用する。また、ブレザー着用時は、本校指定のカーディガン・ベストを着用することができる。靴下は紺・黒・**グレー**または白（ワンポイント可）とし、足首より上の長さのものとする。ただし下記の靴下は不可とする。

- ・ルーズソックス、レッグウォーマー
- ・ニーハイソックス（膝が隠れてしまうもの）
- ・長さが足首より下の短いもの
- ・その他、本校の制服にそぐわないデザインのもの
- ・冬服時、タイツの着用を可とする。黒の無地でウエストからつままでであるものに限る。ストッキングは不可とする。

**夏期**・ブレザー、ネクタイ、リボンの着脱は自由とする。

- ・靴下は冬期と同様とする。
- ・ポロシャツ（指定）を着用することができる。

## III 期間・コート・履き物

1. 冬期制服着用期間…10月1日～5月31日

夏期制服着用期間…6月1日～9月30日

※ 上記期間を基準として、気候に応じて移行期間を設定する。  
また、着用期間を変更することがある。変更する場合は、生活部が決定し連絡する。移行期間は夏冬制服の混合の着用を認める。

2. 冬期は、オーバーコートなどの防寒着（色は、黒・紺・グレーを基調とする）を着用してもよい。華美なもの・一般的でないもの・品位を損なうものは不可。スウェット生地・フリース生地は不可。防寒着としてのコートなので、必ず下にブレザーを着用すること。

3. 履き物は以下の通りとする。

- ① 登下校時は、革靴・運動靴。
- ② 校舎内は、指定の上履き。
- ③ 体育館内は、指定の体育館履き。
- ④ グラウンド・ランニング走路は、運動靴。（市販のものでも良い）